

## 正 誤

埼玉県人事委員会規則一二―一三七号（令和三年三月三十日第百九十五号）中訂

正

行

前から十二

誤

「センター長」を 「センター長  
病院長」

正

「センター長  
副センター長」を 「センター長  
病院長  
副センター長」

前から十一行「改め、」の次に次のように加える。

「改革推進課」を「行政・デジタル改革課」に改め、「広聴広報課」を「県民広聴課」に改め、